論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第８条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名（姓、名）	コツジ　ヒサノリ 小辻　寿規		授与番号　甲 1459 号
学 位 の 種 類	博士(　学術　)	授与年月日	2020 年　9 月　25 日
学位授与の要件	本学学位規程第１８条第１項該当者　　[学位規則第４条第１項]		
博士論文の題名	京都市における「まちの居場所」活動の実践に関する研究		
審　査　委　員	(主査)立岩　真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	岸 政彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	
	美馬 達哉 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	佐野　淳也 (同志社大学政策学部准教授)	

論文内容の要旨

本論文は、地域社会において、福祉活動の場、まちづくり活動の場、コミュニティビジネスの場等として活動をおこなっている「まちの居場所」に着目し、その歴史的展開を明らかにした上で、活動、運営の現状を把握し分析したものである。

構成は以下。序章「「まちの居場所」を問うということ」、第１章「「まちの居場所」とは」、第２章「全国の「まちの居場所」」、第３章「京都市の「まちの居場所」」、第４章「まちの学び舎ハルハウス―「理念型運営者」が運営する「まちの居場所」の検討―」、第５章「喫茶 YAOMON―「要望受容型運営者」が運営する「まちの居場所」の検討―」、第６章「行政の委託によって運営される「まちの居場所」の検討―ふれあいサロン上京の事例より-」、第７章「「まちの居場所」による社会的孤立問題解消の限界」、第８章「「まちの居場所」の支援制度の改善に係る検討」、終章

①「まちの居場所」の発生の経過と現状：1990 年代からの活動をまとめた上で、今日の様々な「まちの居場所」につながる過程を明らかにした。そこでは「まちの居場所」の中間支援団体の台頭や助成金制度の登場も一役を担ったことを示した。

②「まちの居場所」の働きと効果：全国の運営者に対するアンケート調査および対面調査より、統計的な結果から「まちの居場所」が地域において、社会的孤立を防ぐ一定の働きがあること、効果を果たしていることを明らかにした。その一方で、深刻な孤立問題に対しては、「まちの居場所」の活動だけでは十分な改善が得られないこと、行政や専門的な知識を持つ者との連携が必要であることなどを指摘した。

③「まちの居場所」の課題：常に資金力不足の問題に悩まされ、運営者の身銭を切った運営が行われている。常設運営は今の低額な助成金制度では難しいことを指摘した。

④行政による支援策の現状と今後のあり方：京都市の居場所支援制度を取り上げ、一律の支援ではなく、規模や取り組み内容に応じた金銭的支援や、運営者同士のネットワークづくりを行うことの重要性を調査結果より指摘した。

論文審査の結果の要旨	「認知症カフェ」といった不思議な名を与えられたものも含め、本論文で「まちの居場所」と呼ばれる場とその働きは一定の注目を集め、いくらかの期待が語られている。著者は、実際にその場を運営する側にいてきた人でもあり、その活動の場である京都を中心としながら、全国に散在するそうした場の活動の経緯・状況をまとめた。この主題については個別の事例報告の類は多いが、時間的にも空間的にも広い範囲を総覧したまとまった研究は少ない。本論文は貴重な研究となった。審査委員会はまずそのことを認め、評価に値するものと判断した。 それにしても一つ、もっと濃い記述がなされてよかったという指摘はなされた。個々の場の名やその運営者は特定され知られているから、かえってこれ以上立ち入って書くことが難しいという事情があることも筆者から述べられたが、得られた範囲の情報、自らが既に知ることから、さらなる分析・解析の可能性はあったかもしれない。 そして一つ、その場が「社会的孤立の軽減」に効果的であるかとまじめに問えば、その機能は限定的なものであると言わざるをえないだろう。その場は、自発的にその場に来ることのできる人たちのものであり、本格的に引きこもっている人は、当然そこには来ない。そのことは本論文第７章「「まちの居場所」による社会的孤立問題解消の限界」に述べられている。同時に、運営にも関わってきた筆者はこの場を肯定し、その経営のことも知っているので、第８章「「まちの居場所」の支援制度の改善に係る検討」でも、公的支援の充実を求めているのだが、その手前に第７章での記述があるから、その求めもそう強いものにはなれない。このすっきりしないところからどのように議論を進めるか。ここはなかなか厄介である。 だが、人が何をするともなく居て集う場があることがよいこと、しかし実際には少なくされていること、その場・関係が直接に人の困難を解決することは少ないとしても、つながり（のつながり）がいくらか人の助けになることがあるとはやはり言えるのだろう。とすればやはり、起こっている出来事、そこから派生していく関係の現実をより細やかに記述・分析していくという方向はあるだろう。そして他方で、運営に対する社会的支援のあり方についても、運営主体に補助金を支給するというあり方だけがあるのか、他に場所や人の活動を可能にし容易にする方策はないのかと論を進めることもできるはずだ。そうした研究が著者本人によってまた後続の研究者たちによって可能でありまたなされるべきことを本論文は示している。この意味においても、本論文の価値があることを審査員たちは認めた。 公聴会は 2021 年 1 月 12 日（火）11 時 30 分から 12 時 30 分まで Zoom にて審査委員 4 名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。 以上により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。
試験または学力確認の結果の要旨	本論文にかかわる口頭試問は 2020 年 12 月 24 日（木）11 時より 12 時 30 分まで、Zoom にて審査員 4 名によっておこなわれ、公聴会は 2021 年 1 月 12 日（火）11 時 30 分から 12 時 30 分まで Zoom にて審査委員 4 名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。 申請者は、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を 3 本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士（学術　立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。